

論文の内容の要旨

氏名：野畑 健太郎

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

論文題名：シンガポール憲法史

[研究の契機と動機]

シンガポールの独立国家建設過程における憲法規定・憲法典上、近代立憲主義の視点に拘泥するかぎり不可解とされうる憲法現象が現れている。すなわち、マレーシアからの分離・独立（1965年）後出来上がった1966年の憲法典には、「シンガポール憲法のリプリント」という名称が付され、当該憲法典には、自由・人権規定が存在せず、また「軟性憲法」的改憲手続を定める規定が存在するという、近代立憲主義的憲法に消極的ないし否定的な現象が現れている。他方、議会制民主主義の経験が浅いマレーシア加入（1963年）時のシンガポールにおいて、G・ライブホルツのいう「政党国家的民主制の論理的帰結」を具現したかのような憲法現象、つまり“議員の党籍離脱と議員資格の喪失”を定める憲法規定が存在している。シンガポール憲法研究の契機になったのは、近代立憲主義の視点からは不可解とされうる諸憲法規定・憲法典に接したことである。すなわち、シンガポールに特徴的な憲法現象を解明したいというのが研究の動機である。

[考察の方法]

わが国において、アジア地域を対象とした憲法研究は行われているものの、シンガポールの憲法を対象とした体系的な研究はこれまで本格的に行われてこなかった。その理由の一つは、シンガポールの憲法現象が極めて複雑であり、その複雑な憲法現象を体系的に捉えることが極めて困難であるということにほかならない。理由のもう一つは、国家建設の進展過程において単線的ではない発現形態を示すシンガポール憲法現象の複雑性を体系的・史的に捉えるための方法論として、政治権力の制限、制限規範としての憲法の特質に重点を置く方法論に止まることには限界があるということである。

「独立国家としての自律的条件が整備されていない国情下」という憲法規定成立の背景にある政治的要因や国情を考慮することなく、立憲主義的視点から、憲法規定に対し政治的要因を排除する憲法解釈学的な接近のしかたに止まる場合には、当該憲法現象の不可解性の解明レベルは皮相的で単純なものに止まってしまうことになりかねない。この点に関して、先行研究の中には、例えば公選大統領の自由裁量権に関する憲法規定の形式面に捉われて、公選大統領の地位・権限を過大視して、「独裁者的に権力が集中している大統領職権」と特徴づけるような皮相的な見方が存在する。

本考察は、政治権力の活用や授権規範としての憲法という視点を肯定的、積極的に受容する捉え方に親和的で、国家建設途上で現れた特徴的な憲法現象が、政治ないし国情と深くかかわっているという点への考慮を促す「憲法政治学」の立場に立って、独立国家建設途上で現れたシンガポールに特徴的な憲法現象の解明を行うものである。

[考察の眼目]

シンガポールの国土面積は、世界(201ヶ国中)第180位、人口密度は世界第1位である(2014年)。このような狭小な国土の上、天然資源に恵まれていないという不利な立地条件の下で、シンガポールは、マレーシアからの分離(被追放)・独立(1965年)という危機的状況から独立国家建設を遂行し、国家的独立と経済的自立を達成した。すなわち、分離・独立からおおよそ半世紀後の2014年には、シンガポールの1人当たり名目国内総生産(GDP)は、約56,000 USドルで世界第9位(2014年)、アジアで第1位の経済大国となった。

シンガポールがそうなり得たのには、近代化の妨げになるシンガポールに特殊な政治的・社会的・文化的諸要因を、国家的独立と経済的自立の成功へと方向づける何かがあったはずである。本考察においては、そのような特殊な諸要因を国家的独立・経済的自立の成功へと方向づけるものとして政治的なものを重視し、それを可能にした憲法活用の手法に注目する。こうして、国家的独立・経済的自立を成功に導いた政治とのかかわりにおいて、政府当局者による憲法活用の手法を明らかにするために憲法典の整備過程に接近する。

本考察が眼目とするのは、イギリス植民地からマレーシア加入に至る過程において成立した独立国家の憲法体制構築に資する憲法規定ないし憲法典への考察、就中、マレーシアから分離・独立後の過程において外資による工業開発・経済発展を促進し、経済的自立を可能にした政治権力（長期安定政権）の確立に寄与し、政治的安定の条件づくりに活用された憲法規定ないし憲法典への考察にほかならない。

[本論文の特徴とその構成]

シンガポールは、分離・独立後、総人口約 186 万人のうち、先住民たるマレー人が 14%、外来の華人（中国系住民）が 75%、外来のインド人が 8%、その他が 3%で、外来の華人をマジョリティとし、先住民のマレー人と外来のインド人をマイノリティとする多民族社会を有する新興国として出発した。リー・クアンユー（Lee Kuan Yew）に代表される P A P 政府当局者にとって、先住民で、エスニック・マイノリティ（少数種族）であるマレー人の保護への配慮を核とする種族間融和の確保が至上命令であり、それは、政治的安定ひいては国家的独立の達成、「国民国家」建設のための必須条件とされるものであった。すなわち、国家建設のための統治機構ないし憲法制度として、個人本位の近代人権観に裏づけられた西洋近代的統治機構をそのまま導入すれば、それは選挙のプロセスを経て、マジョリティたる華人の利益に資するものになり、憲法が保障する先住民・マイノリティであるマレー人の利益は、統治システム上、保護の埒外へと追いやられることにもなりえた。こうして、マジョリティたる華人に有利な結果をもたらさうるイギリスの統治機構ないし憲法制度の継受・構築を原則としながらも、その導入にあたっては、マイノリティの権利・利益保護を主眼とする変容が行われ、ユニークでシンガポールのな諸憲法規定・憲法典が現れることになった。こうした特徴を有する諸憲法規定・憲法典に考察の力点を置くのが本論文の特徴である。

本論文は、全体を 4 部 9 章構成とし、シンガポール憲法史を 4 期（4 部）に分けて、各期の憲法体制への考察を行う。まず序章において、シンガポール憲法考察の意義とその方法を提示する。

第 1 部[イギリスからの独立準備期における憲法体制]では、イギリス的議会・内閣制の導入から「シンガポール自治州憲法」の成立について考察する（第 1 章）。ここでは、宗主国イギリスからの独立へ向けての自治訓練期に当たる統治法の構造とその意義を明らかにする。

第 2 部[マレーシア「シンガポール州」期における憲法体制]では、「シンガポール州憲法」の成立と議院内閣制の基盤強化について考察する（第 2 章）。ここでは、「シンガポール州憲法」に盛り込まれた政党条項に焦点を合わせて、当該規定を「シンガポール州憲法」に挿入した意図・経緯、その背景・事情、当該規定の意義等を解明する。

第 3 部[分離・独立直後の独立国家建設期における憲法体制]では、まず、分離・独立後における漸次的な“憲法典の整備”と独立国家の建設について考察する（第 3 章）。ここでは、「立憲主義」に拘泥するアプローチに対する問題提起を行った後、“近代立憲主義”に馴染まないシンガポール諸憲法現象の中身を明らかにし、各現象への考察を試みる。また、ここにおいて、憲法上成文化（1969 年憲法改正）された司法制度を明らかにする。次に、マイノリティ（マレー人）差別立法を抑止する憲法体制の構築について考察する（第 4 章）。ここでは、P A P 政府が採用した「大統領諮問会議」制（1969 年）の内容とその問題点、当該制度を改良した「マイノリティの権利のための大統領諮問会議」（1973 年）の意義とその課題等を明らかにする。

さらに、「政党国家」的条項の存置意義と議会制の安定化に資する憲法体制について考察する（第 5 章）。ここでは、「議員の党籍離脱と議席の喪失」規定についての憲法理論的検討を行い、シンガポール憲法における当該規定存置意義を解明する。さらに、アジア諸国の中で「議員の党籍離脱と議席の喪失」規定を有する諸国（タイ、日本）の法制度と、シンガポール憲法の当該規定との異同等を明らかにする。

第 4 部[P A P 政権の確立・安定期における憲法体制]では、「近代立憲主義」的憲法典の成立とその展開

について考察する(第6章)。ここでは、PAP一党支配の定着段階に成立した「1980年リプリント憲法典」— マレーシア憲法の「基本的自由」規定や国家緊急権規定等を成文憲法化 — の特徴を明らかにする。また、憲法への複数政党制的要素の導入を意味する(1)非選挙区議員」制および(2)指名議員」制の導入を取り上げて、それらへの考察を試みる。次に、グループ代表選挙区制の成立とその展開について考察する(第7章)。ここでは、「グループ代表選挙区」制創設の意図・背景、当該制度の仕組み、当該制度に関する憲法論上の問題点、当該制度の意義と課題等を明らかにする。さらに、公選大統領制の成立とその展開について考察する(第8章)。ここでは、公選大統領制導入の意図・背景、制度の意義・特徴等を解明し、選挙の実態、結果等を明らかにする。

以上、独立国家建設過程と表裏一体の関係で展開するシンガポールの憲法典整備過程において、憲法と政治のかかわりの中で現れる「特殊シンガポールの」ともいえる憲法規定・憲法典の内容および憲法活用法の特徴と、その意味を明らかにするのが、本論文のねらいである。